



2022年4月25日

各 位

会 社 名 北陸電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 多田守男
(コード番号 6989 東証プライム)
問合せ先 常務取締役管理本部長 下坂立正
(TEL. 076-467-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第88回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 目的の追加

新規事業として、製品等の賃貸を事業目的に追加します。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 抵抗器、複合部品、コンデンサーおよびその電子部品等の製造ならびに販売。 2. 電子装置、機械器具およびその附属品、部品、材料等の製造ならびに販売。 3. 前各号に付随または関連する一切の事業。 第3条～第12条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p> <p>第14条～第44条 (条文省略)</p> <p>附則 1～2 (条文省略) <新設></p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 抵抗器、複合部品、コンデンサーおよびその他電子部品等の製造、販売ならびに賃貸。 2. 電子装置、機械器具およびその附属品、部品、材料等の製造、販売ならびに賃貸。 3. 前各号に付随または関連する一切の事業。 第3条～第12条 (現行どおり)</p> <p><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第14条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条～第2条 (現行どおり) 第3条 変更前定款第13条の削除および変更後定款第13条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生じるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第13条はなお効力を有する。</u> 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定時株主総会開催予定日 2022年6月29日

定款変更の効力発生日 2022年6月29日

以上